

福島市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例の素案（案）

NO.	項 目	内 容
1	目的	・ 産業廃棄物処理施設等に係る事業計画の事前公開 ・ 設置等予定者と関係住民の相互理解を深めること ・ 設置等予定者と関係住民の意見の調整を図ること ・ 関係地域の生活環境の保全に寄与すること
2	定義	・ 産業廃棄物処理施設：産業廃棄物の焼却施設等及び最終処分場 ・ 産業廃棄物処理施設の設置等：産業廃棄物処理施設の設置、変更 ・ 設置等予定者：産業廃棄物処理施設の設置等をしようとする者 ・ 関係地域：産業廃棄物処理施設を設置する場所の周辺の地域（事業用地の境界線からおおむね3キロメートル以内の地域） ・ 関係住民：関係地域内に住所を有する者、関係地域内で事業活動（農業、林業、漁業含む）を行う者、その他利害関係を有する者（水利権者等） ・ 紛争：産業廃棄物処理施設等の設置に伴い、関係地域に生じるおそれのある環境の保全上の支障に関して、関係住民と設置等予定者との間で生じる争い（意見の相違）
3	市の責務	・ 設置等予定者に対し、関係地域の生活環境の保全に十分配慮するよう指導又は助言を行うこと ・ 設置等予定者と関係住民に紛争（意見の相違）が生じたときは、その調整を図ること
4	設置等予定者及び関係住民の責務	・ 設置等予定者は、関係地域の生活環境の保全に十分配慮するとともに、関係住民に対し、正確かつ誠実に産業廃棄物処理施設の設置等に関する情報を提供し、関係住民の理解を得るよう努めること ・ 設置等予定者及び関係住民は、それぞれの立場を尊重し、相互理解に努めるとともに紛争（意見や主張の不一致）が生じたときは自主的に解決するよう努めること ・ 紛争（意見の相違）の調整に関して市が行う施策に協力するよう努めること
5	事業計画書の提出	・ 設置等予定者は、廃棄物処理施設を設置しようとするときは、あらかじめ、産業廃棄物処理施設の設置等に関する事業計画の概要を記載した事業計画書等を市長に提出しなければならない。 ・ 環境影響調査の実施計画書等を添付
6	関係地域の設定	・ 市長は、事業計画書の提出があったときは、関係地域を定める。
7	事業計画書の告示及び縦覧	・ 市長は、関係地域、縦覧場所等を告示し、事業計画書等の写しを縦覧する。
8	事業計画書に係る周知計画書の提出	・ 設置等予定者は、関係住民を対象とした事業計画書の説明会の周知計画書を市長に提出しなければならない。

9	事業計画書説明会の開催等	・設置等予定者は、関係地域内において事業計画書に係る説明会を開催しなければならない。 ・設置等予定者は、関係住民に対し事業計画について周知を図ったときは、実施状況について市長に報告しなければならない。
10	事業計画書に係る意見書の提出	・関係住民は、事業計画について生活環境の保全の見地からの意見を記載した意見書を市長に提出することができる。 ・市長は、意見書の写しを設置等予定者へ送付する。
11	意見書に対する見解書の提出	・設置等予定者は、意見書の送付を受けたときは、意見書に対する見解を記載した見解書を市長に提出しなければならない。 ・設置等予定者は、見解書について関係住民に周知しなければならない。
12	意見の調整	・市長は、関係地域の環境の保全上の見地から必要があると認めるときは、事業計画について関係住民と設置等予定者との間の意見の調整を行うことができる。
13	あっせん	・設置等予定者及び関係住民は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、（合意形成が図られていないとき）市長にあっせんの申請をすることができる。 ・市長は、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努める。 ・市長は、必要に応じて、専門的な知識を有する者の意見を聴く。
14	あっせんの終結	・市長は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切り、終結することができる。
15	環境影響調査の実施通知	・市長は、設置等予定者が事業計画書に係る手続が終了したときは、環境影響調査の実施について設置等予定者へ通知する。 ※環境影響調査（施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査）の実施は、当該条例に基づく手続ではない。【①環境影響評価法、②福島県環境影響評価条例に基づき実施。①、②に該当しない場合は、法申請時に必要な環境影響調査を実施】
16	事前協議書の提出	・設置等予定者は、環境影響調査を実施した後、事業計画の詳細を記載した事前協議書等を市長に提出しなければならない。 ・環境影響調査の結果を添付。
17	事前協議書の告示及び縦覧	・市長は、縦覧場所等を告示し、事前協議書等の写しを縦覧する。
18	事前協議書に係る周知計画書の提出	・設置等予定者は、関係住民を対象とした事前協議書の説明会の周知計画書を市長に提出しなければならない。
19	事前協議書説明会の開催等	・設置等予定者は、関係地域内において事前協議書に係る説明会を開催しなければならない。 ・設置等予定者は、関係住民に対し事前協議書について周知を図ったときは、その実施状況について市長に報告しなければならない。

20	事前協議書に係る意見書の提出	・関係住民は、事前協議書について生活環境の保全の見地からの意見を記載した意見書を市長に提出することができる。 ・市長は、意見書の写しを設置等予定者へ送付する。 ※環境影響調査の結果により新たに生じた生活環境の保全の見地からの意見であり、事業計画書に係る手続において既に提出された意見書と同一内容の意見については対象外とする。
21	事前協議書に係る意見書に対する見解書の提出	・設置等予定者は、意見書の送付を受けたときは、意見書に対する見解を記載した見解書を市長に提出しなければならない。 ・設置等予定者は、見解書について関係住民に周知しなければならない。
22	環境保全協定の締結	・設置等予定者は、廃棄物処理施設の設置等に関し、関係地域の生活環境の保全上必要な事項を内容とする協定を関係住民と締結するよう努めなければならない。
23	環境保全誓約書の提出	・設置等予定者は、設置等予定者の責めに帰することができない事由により生活環境保全協定を締結することができないときは、生活環境の保全に関する誓約書を市長及び関係住民に提出しなければならない。
24	事業計画書等の変更	・設置等予定者は、事業計画書等の内容を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。
25	事業計画の廃止	・設置等予定者は、事業計画を廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。
26	事前協議書手続の終了	・市長は、設置等予定者が事前協議書に係る手続が終了したときは、設置等予定者へ通知する。
27	指導又は助言	・市長は、この条例に規定する手続に関し、設置等予定者又は関係住民に対し指導又は助言を行うことができる。
28	報告の徴収	・市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置等予定者及び関係住民に対し、必要な事項の報告を求めることができる。
29	勧告及び公表	・市長は、設置等予定者が条例手続を適正に行わない場合には勧告する。 ・市長は、設置等予定者が勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。
30	委任	・この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。